

七ヶ浜町新型コロナウイルス対応学生生活維持支援金交付要綱

(目的)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の影響で学費等の支援が必要な学生に対し、学生生活の維持を支援するため、予算の範囲内で七ヶ浜町新型コロナウイルス対応学生生活維持支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとする。

(学生の範囲)

第2条 この支援金の交付を受けることができる学生の範囲は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍している学生のうち、大学、短期大学、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4年生・5年生）及び専修学校（専門課程に限る）に在籍している学生とする。

2 日本国外の大学等に在籍している学生の範囲については、前項の規定に準ずるものとする。

(交付対象学生)

第3条 前条に規定する学生のうち交付対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既に会社等の正社員として就職していて、給料等の支給を受けながら夜間学校（前条に規定する学生が通う学校のうち夜間に授業等が行われているものをいう。）に在籍している場合は、交付対象学生とならない。

(1) 令和2年7月1日現在七ヶ浜町内（以下「町内」という。）に住所を有する学生

(2) 高校卒業時に町内に住所を有していた者で、令和2年7月1日現在修学のために七ヶ浜町外に住所を有する学生のうち、当該学生の保護者等（当該学生が、未成年者である場合にあつてはその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年である場合にあつては父母兄弟又はこれに代わる者をいう。）が令和2年7月1日現在町内に住所を有する学生。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、5万円とする。

(交付の申請)

第5条 交付申請は、七ヶ浜町新型コロナウイルス対応学生生活維持支援金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 在学証明書

(2) 振込先口座のわかるもの（学生本人名義）

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、支援金を交付することが適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、当該申請者に決定したことを七ヶ浜町新型コロナウイルス対応学生生活維持支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、支援金を交付するものとする。

2 町長は、審査により、当該申請が不適当と認めるときは、支援金の不交付を決定し、当該申請者に七ヶ浜町新型コロナウイルス対応学生生活維持支援金不交付決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたときは、支援金の交付決定を取消し、または既に交付した支援金を返還させることができる。

(申請期間)

第8条 この支援金の交付申請の期間は、令和2年7月20日から令和2年12月28日までとする。

ただし、町長が必要と認めるときは、令和3年3月31日まで期間を延長することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月20日から施行する。